

第73回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月28日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階

当社会議室

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役1名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	7
事業報告	8
連結計算書類等	28
計算書類等	50

証券コード 2325

2023年3月10日

(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株 式 会 社 N J S

代表取締役社長 村 上 雅 亮

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第73回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。下記のウェブサイトへアクセスして、「株主・投資家情報」より「株主総会」を選択の上、ご確認くださいませようお願いします。

当社ウェブサイト <https://www.njs.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願いします。

なお、株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をいただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットにより議決権を行使いただける場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時
（当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
 2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法に関するご案内



### ■ 株主総会にご出席いただく場合

**開催日時** 2023年3月28日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）  
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができない株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



### ■ 書面による議決権行使

**行使期限** 2023年3月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### ■ インターネットによる議決権行使

**行使期限** 2023年3月27日（月曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

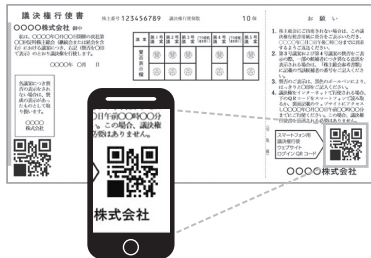
- (1) 行使期限は2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

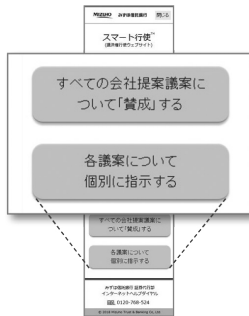
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

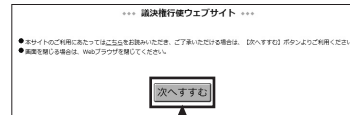
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

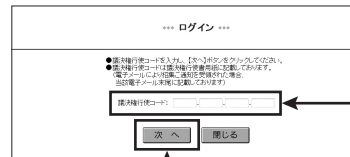
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

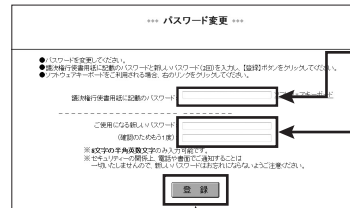
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第73期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は382,543,640円となります。  
これにより中間配当を含めた通期の配当金は、前事業年度比10円増の1株につき金75円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年3月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 増淵智之氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、後任として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p style="text-align: center;">いの うえ かつ ひこ<br/>井 上 克 彦<br/>(1962年4月14日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p> | <p>1993年10月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社<br/>2009年4月 同社国際事業部部长<br/>2009年6月 ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド代表取締役社長<br/>2011年3月 日本ヒューム(株)国際事業部部长<br/>2015年6月 同社執行役員国際事業部部长<br/>2015年9月 同社執行役員国際事業部部长兼セグメント部部长<br/>2018年1月 同社執行役員九州支社長<br/>2021年6月 同社取締役常務執行役員関東・東北支社長 (現任)</p> <p><b>【重要な兼職の状況】</b><br/>日本ヒューム(株)取締役常務執行役員関東・東北支社長</p> | 一株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>井上克彦氏は、上場企業において下水道事業や海外事業に関する長年の業務経験及び幅広い見識を有しておられることから社外取締役候補者といいたしました。<br/>上場企業における業務執行経験をいかし、取締役会議論活性化と実効性の向上に貢献することを期待しています。</p>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 井上克彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 井上克彦氏は社外取締役候補者です。  
3. 井上克彦氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。  
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。井上克彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。  
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりです。井上克彦氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 鈴木宏一氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、後任として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>田中敏嗣<br/>(1963年9月21日生)</p> <p>新任</p>                                                                                                               | <p>1988年4月 日本セメント(株)(現太平洋セメント(株))入社</p> <p>2014年3月 太平洋セメント(株)中央研究所第2研究部部长</p> <p>2020年4月 日本ヒューム(株)経営企画部部长</p> <p>2021年4月 同社技術開発センター長</p> <p>2021年6月 同社執行役員技術本部長兼技術開発センター長(現任)</p> <p>2022年2月 コンフロンティア(株)代表取締役社長</p> | <p>一株</p>  |
| <p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>田中敏嗣氏は、インフラ整備に関する長年の業務経験及び幅広い見識を有しておられることから社外監査役候補者といいたしました。</p> <p>上場企業における業務執行経験をいかし、取締役会議論活性化と実効性の向上に貢献することを期待しています。</p> |                                                                                                                                                                                                                     |            |

- (注) 1. 田中敏嗣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中敏嗣氏は社外監査役候補者です。
3. 田中敏嗣氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 当社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。田中敏嗣氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりです。田中敏嗣氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

以上



# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルスの感染状況やロシアのウクライナ侵攻などの影響を受け、エネルギー・食料価格の高騰、インフレの高進、金利上昇とこれに伴う経済の減速など、先行き不透明な状況が続きました。一方、気候変動の影響については、ブラジルやパキスタンの大洪水、インドやアメリカでの熱波や干ばつなど深刻化が進んでいます。これに対して、COP27ではロス&ダメージ基金が合意され、日本は10年間で150兆円のGX投資を表明しました。不透明な経済状況下でも環境への取り組みは不可欠との認識が広がっています。

わが国の上下水道事業については、新型コロナウイルスの流行や気候変動の進行に対して地域の安全を守る事業として重要性が高まる一方、施設の老朽化、災害の激化、人口減少、脱炭素対応など、多くの課題を抱えています。インフラの健全性維持とともに災害対策、経営効率化、脱炭素化など幅広い取り組みが必要になっています。

これに対してNJSグループは、「水と環境のソリューションパートナー」として、コンサルティング、ソフトウェア、インスペクション、オペレーションの4つの分野から、健全な水と環境を守り、持続可能な社会を構築する取り組みを進めています。当期においては、組織面では、脱炭素マテリアル開発を目指すコンフロンティア株式会社の設立、地域・エネルギー開発部の設置、株式会社水道アセットサービスと富洋設計株式会社のグループ化を実施し、技術面では、供用中の施設の調査を可能とする水上走行ドローンと水中ドローンの開発、NX羽田ビル開設によるインスペクション事業の強化を実施しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は18,448百万円(前連結会計年度比1.4%増)、連結売上高は19,231百万円(同0.4%減)となりました。

利益面では、積極的な人材投資、IT投資、技術開発などにより、営業利益は1,934百万円(同29.9%減)、経常利益は2,012百万円(同29.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,726百万円(同10.5%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しています。詳細は、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりです。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりです。

#### (国内業務)

国内業務については、インフラの再構築に向けた調査・設計業務、災害対策業務、インフラの点検・調査を効率化するインスペクション事業、官民連携事業を推進するPPP業務・オペレーション事業等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は17,088百万円(前連結会計年度比2.9%増)、売上高は16,724百万円(同3.5%増)、営業利益は2,199百万円(同11.4%減)となりました。

#### (海外業務)

海外業務については、アジア、中東、アフリカ等の新興国における水インフラ整備プロジェクトを推進してきました。今期は、大型案件の契約遅延と委託費の増加により営業損失となりました。

この結果、受注高は1,360百万円(前連結会計年度比13.6%減)、売上高は2,289百万円(同21.9%減)、営業損失は364百万円(前連結会計年度は営業利益181百万円)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は679百万円で、その主なものはインスペクション事業拠点のNX羽田ビルの建設費用です。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な資金調達はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                     | 第70期<br>(自. 2019. 1. 1<br>至. 2019. 12. 31) | 第71期<br>(自. 2020. 1. 1<br>至. 2020. 12. 31) | 第72期<br>(自. 2021. 1. 1<br>至. 2021. 12. 31) | 第73期<br>(自. 2022. 1. 1<br>至. 2022. 12. 31) |
|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                   | 17,831                                     | 18,827                                     | 18,185                                     | 18,448                                     |
| 売 上 高 (百万円)                   | 17,341                                     | 18,951                                     | 19,315                                     | 19,231                                     |
| 経 常 利 益 (百万円)                 | 2,311                                      | 2,507                                      | 2,859                                      | 2,012                                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) | 1,677                                      | 1,703                                      | 1,929                                      | 1,726                                      |
| 1 株当たり当期純利益 (円)               | 174.88                                     | 178.67                                     | 202.40                                     | 181.03                                     |
| 総 資 産 (百万円)                   | 25,544                                     | 25,667                                     | 27,516                                     | 28,178                                     |
| 純 資 産 (百万円)                   | 19,320                                     | 20,157                                     | 21,505                                     | 23,082                                     |
| 1 株当たり純資産額 (円)                | 2,026.16                                   | 2,112.60                                   | 2,250.65                                   | 2,413.81                                   |

- (注) 1. 第73期の営業成績の状況については、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。
2. 第70期より株式給付信託 (BBT) を導入しており、株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金             | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                     |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 株式会社NJS・E&M                     | 100百万円            | 100%               | 上下水道事業体の運営支援サービス、上下水道料金等収納業務、会計処理業務、工務窓口業務、施設管理業務                 |
| オリオンプラントサービス株式会社                | 30百万円             | 100%               | 公共施設向け電気設備全般の設計業務                                                 |
| 日本X線検査株式会社                      | 11百万円             | 100%               | 鋼構造物及びコンクリート構造物の非破壊検査及び診断調査                                       |
| 株式会社クリンパートナーズ須崎                 | 30百万円             | 54%                | 須崎市公共下水道施設等の運営                                                    |
| 株式会社北王インフラサイエンス                 | 50百万円             | 90%                | 上下水道、農業用排水施設、発送電施設、道路、橋梁、プラント等インフラの調査点検事業                         |
| 株式会社FINDi                       | 300百万円            | 90%                | インフラ施設の点検、調査、解析及び診断等のサービス、インフラ施設の点検調査機器の開発、販売、賃貸及び保守              |
| 株式会社水道アセットサービス                  | 20百万円             | 100%               | 水道、工業用水、下水道等のアセットマネジメント関連業務、施設台帳整備、管路調査点検機材の販売、印刷業務及び事務機器販売代理店業務等 |
| 富洋設計株式会社                        | 45百万円             | 100%               | 上下水道、農業土木、環境等に関する調査、計画、設計及び工事監理業務                                 |
| NJS ENGINEERS<br>INDIA PVT.LTD. | 49,600千<br>インドルピー | 100%               | インド国における上下水道拡張計画、水環境改善事業、その他の総合コンサルティング業務                         |

### ②事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 対処すべき課題

NJSパーパス「健全な水と環境を次世代に引き継ぐ」のもとに、地域における水と環境の課題に積極的に取り組み、企業価値の向上を実現してまいります。

- ① インフラの老朽化への対応  
インフラの健全性維持を目的として、インフラの点検・調査、異常の早期発見、予防保全の実現、改築更新の最適化に取り組みます。
- ② 自然災害の激化への対応  
災害に強いまちづくりを推進するため、インフラの強靱化、雨水対策情報等の活用、被災施設の早期復旧、グリーンインフラの整備に取り組みます。
- ③ 活力ある地域の創出  
持続可能な地域の形成を目的として、業務オペレーション事業、官民連事業の推進、地域の資源・エネルギー活用事業を推進します。
- ④ 脱炭素・循環型社会の構築  
温室効果ガスの排出削減と循環型社会の構築に向けて、省エネ・創エネ・再エネの推進、既存ストック・資源の活用、脱炭素マテリアルの開発に取り組みます。
- ⑤ 世界における安全な水と衛生の確保  
進行する世界の水不足と環境悪化に対応して、上下水道インフラの整備、インフラの調査とリハビリ、現地企業との連携、現地人材の育成を推進します。
- ⑥ 人的資本の強化  
事業の最重要基盤として人的資本を位置づけ、人材確保、人材育成、人材の成長支援に関する取り組みを強化してまいります。
- ⑦ ガバナンスの強化  
健全で透明性の高い経営と事業価値の向上を目的として、経営情報の発信強化とステークホルダーとの対話を促進します。事業領域の拡大と関係会社の増加に対応して、グループの一体性と経営の効率性を高めてまいります。

**(7) 主要な事業内容**（2022年12月31日現在）

日本国内及び海外で次の事業を行っています。

- ① 上下水道等のインフラのライフサイクルを通じたコンサルティングとソフトウェアの開発・提供
- ② 調査・設計・施工管理・経営コンサルティング
- ③ 防災減災対策、環境計画、環境アセスメント
- ④ 上下水道等の事業運営に関するサポート業務
- ⑤ 住民サービス・財務会計処理・総合施設管理
- ⑥ 企業会計移行・官民連携サービス・経営改善支援
- ⑦ 上下水道等の海外コンサルティング事業
- ⑧ 不動産の賃貸、売買及び管理

## (8) 主要な拠点等 (2022年12月31日現在)

### ① 当社本社・事務所等

| 名称   | 所在地                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社   | 東京都港区芝浦一丁目1番1号                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務所  | 東京総合事務所（東京都港区） 札幌事務所（北海道札幌市）<br>仙台事務所（宮城県仙台市） 関東事務所（埼玉県さいたま市）<br>千葉事務所（千葉県千葉市） 横浜事務所（神奈川県横浜市）<br>長野事務所（長野県長野市） 静岡事務所（静岡県静岡市）<br>名古屋総合事務所（愛知県名古屋市） 北陸事務所（石川県金沢市）<br>大阪総合事務所（大阪府大阪市） 広島事務所（広島県広島市）<br>松山事務所（愛媛県松山市） 九州総合事務所（福岡県福岡市）<br>NX羽田（東京都大田区） |
| 現地機構 | コロンボ事務所（スリランカ国） ドバイ事務所（アラブ首長国連邦）<br>リマ事務所（ペルー国） チッタゴン事務所（バングラデシュ国）<br>アンマン事務所（ヨルダン国）                                                                                                                                                              |

### ② 主要な子会社

| 会社名                          | 所在地                   |
|------------------------------|-----------------------|
| 株式会社N J S ・ E & M            | 本社：東京都港区芝浦一丁目1番1号     |
| オリオンプラントサービス株式会社             | 本社：東京都台東区蔵前二丁目4番5号    |
| 日本X線検査株式会社                   | 本社：東京都大田区羽田旭町3番11号    |
| 株式会社クリンパートナーズ須崎              | 本社：高知県須崎市潮田町3番15号     |
| 株式会社北王インフラサイエンス              | 本社：北海道帯広市東一条南三丁目14番地2 |
| 株式会社F I N D i                | 本社：東京都港区芝浦一丁目1番1号     |
| 株式会社水道アセットサービス               | 本社：東京都港区芝浦一丁目4番7号     |
| 富洋設計株式会社                     | 本社：東京都墨田区菊川二丁目23番6号   |
| NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD. | 本社：インド国プネ市            |

**(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)**

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,137名 | 203名増       |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 580名 | 24名増   | 43.0歳 | 15.2年  |

**(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)**

| 借入先        | 借入金残高   |
|------------|---------|
| 株式会社静岡中央銀行 | 1,436千円 |



## 2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,048,000株（自己株式484,409株を含む）  
 (3) 株主数 3,263名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社                                                | 3,420千株 | 35.8%   |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)                                  | 691千株   | 7.2%    |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL                                | 600千株   | 6.3%    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)                        | 533千株   | 5.6%    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                  | 248千株   | 2.6%    |
| HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA -<br>SEGREG HK IND1 CLT ASSET | 244千株   | 2.6%    |
| N J S 社 員 持 株 会                                                    | 221千株   | 2.3%    |
| 重 田 康 光                                                            | 140千株   | 1.5%    |
| 大 迫 英 子                                                            | 102千株   | 1.1%    |
| C B S / I I C S C L I E N T S                                      | 100千株   | 1.1%    |

- (注) 1. 当社は自己株式484千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。なお、当該自己株式には株式給付信託（BBT）が保有する当社株式22千株は含まれていません。  
 2. 持株比率は自己株式（484千株）を控除して計算しています。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式

|                | 株式数    | 交付された者の人数 |
|----------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 6,100株 | 2名        |

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。  
 2. 上記は、任期満了により退任した取締役に対して交付された株式を記載しています。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|---------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 村上 雅 亮  |                                          |
| 常務取締役   | 若 林 秀 幸 | 国内事業統括、<br>㈱グリーンパートナーズ須崎代表取締役社長          |
| 常務取締役   | 蒲 谷 靖 彦 | 管理本部長、経営管理・情報管理統括                        |
| 常務取締役   | 土 屋 剛   | 技術開発・新事業統括                               |
| 取締役     | 増 渕 智 之 | 日本ヒューム㈱専務取締役                             |
| 取締役     | 藤 川 賢 吾 | グローバル本部長、海外事業統括                          |
| 取締役     | 山 田 雅 雄 | 名古屋市立大学特任教授                              |
| 取締役     | 小 幡 康 雄 |                                          |
| 取締役     | 小 西 みさを | AStory合同会社代表社員、<br>aLLHANz合同会社代表社員（共同代表） |
| 常勤監査役   | 寺 山 寛   |                                          |
| 監査役     | 鈴 木 宏 一 | 日本ヒューム㈱取締役経理部長                           |
| 監査役     | 渡 邊 貴 信 | 日本ヒューム㈱執行役員営業本部副本部長                      |

- (注) 1. 取締役増渕智之氏、取締役山田雅雄氏、取締役小幡康雄氏及び取締役小西みさを氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役鈴木宏一氏及び監査役渡邊貴信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 監査役鈴木宏一氏は、日本ヒューム㈱の取締役経理部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役秋山暢彦氏及び取締役谷戸善彦氏は、2022年3月25日に開催された第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としています。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の役員及び管理職であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬・指名諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬・指名諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### イ. 基本方針

取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と変動報酬から成るものとし、固定報酬は月額報酬により、変動報酬は賞与と株式報酬で構成し、それぞれ報酬・指名諮問委員会での審議を経て決定する。主に監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定する。

ロ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬のうち賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給する。賞与の額は全社業績評価及び個人業績評価に基づき決定する。全社業績及び個人評価の反映割合は役位ごとに決定する。全社業績評価は、報酬・指名諮問委員会で決定した事業年度業績指標の達成率を指標とする。

非金銭報酬は、株式給付信託により取締役（社外取締役を除く。）が在任中に付与されたポイント数に応じ、退任時に株式及び金銭に分割して給付する。在任中に付与されるポイント数は、毎年4月1日から3月31日を評価対象期間とし、各評価対象期間の末日にその時点で在任する取締役（社外取締役を除く。）に対し、報酬・指名諮問委員会にて妥当性を審議した上で決定する。ポイントと給付する株式の数又は額の換算方法、並びに給付する株式及び金銭の分割割合は取締役会が決定する役員株式給付規程による。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、報酬・指名諮問委員会で審議の上、決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。

| 役位    | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
|-------|------|---------|--------|
|       | 固定報酬 | 賞与      | 株式報酬   |
| 代表取締役 | 70%  | 23%     | 7%     |
| 常務取締役 | 70%  | 23%     | 7%     |
| 取締役   | 75%  | 19%     | 6%     |

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しています。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月26日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計1億円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2003年3月27日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長村上雅亮が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額、各取締役（社外取締役を除く。）の業績評価に基づく賞与の額並びに株式報酬における付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

当社は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額又は数の決定を代表取締役社長に委任するにあたり、代表取締役社長の決定の妥当性を報酬・指名諮問委員会に諮問し妥当であるとの答申を得ています。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 支給人員<br>名 | 報酬等の種類別総額   |               |             | 支給総額<br>百万円 |
|------------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|
|                  |           | 固定報酬<br>百万円 | 業績連動報酬<br>百万円 | 株式報酬<br>百万円 |             |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11<br>(4) | 159<br>(33) | 43<br>(-)     | 13<br>(-)   | 217<br>(33) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 33<br>(15)  | -<br>(-)      | -<br>(-)    | 33<br>(15)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 14<br>(6) | 192<br>(48) | 43<br>(-)     | 13<br>(-)   | 250<br>(48) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）です。上記員数には、2022年3月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名が含まれています。
2. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）です。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。  
なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
4. 業績連動報酬に係る指標については、株主利益との連動性を明確に図ることを目的として、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益を採用しています。当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標は中期経営計画の目標数値であり、実績は1,726百万円です。  
なお、業績連動報酬に係る内容及び算定方法は、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。
5. 株式報酬に係る内容及び算定方法は、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役増淵智之氏は日本ヒューム㈱の専務取締役を、監査役鈴木宏一氏は同社の取締役経理部長を、監査役渡邊貴信氏は同社の執行役員営業本部副本部長をそれぞれ兼務しています。なお、日本ヒューム㈱は当社の株式を35.8%保有する大株主ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田雅雄氏は名古屋市立大学特任教授を兼務しています。当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

取締役小西みさを氏はAStory合同会社の代表社員及びaLLHANz合同会社の代表社員（共同代表）を兼務しています。当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 増 淵 智 之 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。取締役会において、上場企業における長年の業務経験及び経営全般における幅広い見識を有しており、当社の経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っています。                                                                             |
| 取締役 | 山 田 雅 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。取締役会において、名古屋市、大学教授等での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っています。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与しています。                              |
| 取締役 | 小 幡 康 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。取締役会において、上場企業における長年の業務経験及び経営全般における幅広い見識を有しており、当社の経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っています。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与しています。                                            |
| 取締役 | 小 西 みさを | 社外取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席しました。取締役会において、広報、IR、企業ブランディング、危機管理等に関する豊富な業務経験及び幅広い見識を有しており、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に関して有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っています。また、報酬・指名諮問委員会の委員として経営の透明性・公正性の向上に寄与しています。 |
| 監査役 | 鈴 木 宏 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に財務及び会計に関する専門的見地から、監査役会において会計監査人との連携及び四半期ごとの決算状況についての発言を行っています。                                                                            |
| 監査役 | 渡 邊 貴 信 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に営業及びマーケティングに関する専門的見地から、監査役会において、各部所及び子会社の受注、営業状況についての発言を行っています。                                                                           |

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでいません。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としています。



## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

法務コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、法務コンプライアンス室に社内通報窓口を、法律事務所 に 社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

#### **(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社法務コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

内部監査部は、当社企業集団全体の内部監査を実施する。

#### **(6) 財務報告の適正性を確保するための体制**

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

#### **(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

## **(9) 監査役への報告に関する体制**

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

## **(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

## **(11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

## **(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的開催する。

### **(13) 反社会的勢力への対応に関する事項**

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## **6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

### **(1) 取締役の職務執行**

当事業年度において取締役会を13回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、経営計画の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

### **(2) 監査役の職務執行**

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会の開催のほか、事業所や子会社に対して監査役監査を実施することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しています。

### **(3) 子会社における業務の適正の確保**

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しています。また、報告事項については、定期的に報告を受けています。内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行っています。

### **(4) コンプライアンス**

当社及び子会社の管理職を対象としたコンプライアンス研修会や当社及び子会社の全社員を対象としたコンプライアンス勉強会の定期的な開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社法務コンプライアンス室にホットライン（通報窓口）を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者（通報者）が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めています。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,541,934</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,239,880</b>  |
| 現金及び預金                 | 13,980,087        | 業務未払金                   | 1,384,059         |
| 受取手形                   | 3,446             | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,436             |
| 完成業務未収入金               | 1,496,880         | 未払法人税等                  | 334,641           |
| 契約資産                   | 3,904,028         | 契約負債                    | 252,984           |
| 未成業務支出金                | 1,720,956         | 賞与引当金                   | 770,541           |
| その他の他                  | 466,568           | 受注損失引当金                 | 49,800            |
| 貸倒引当金                  | △30,032           | その他                     | 1,446,417         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,636,886</b>  | <b>固 定 負 債</b>          | <b>856,486</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,070,179</b>  | 繰延税金負債                  | 38,952            |
| 建物及び構築物                | 1,436,967         | 役員退職慰労引当金               | 36,186            |
| 機械装置                   | 15,302            | 役員株式給付引当金               | 39,503            |
| 車両運搬具                  | 6,284             | 退職給付に係る負債               | 534,451           |
| 工具、器具及び備品              | 164,159           | 資産除去債務                  | 120,809           |
| 土地                     | 1,447,464         | その他                     | 86,583            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>713,854</b>    | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,096,367</b>  |
| のれん                    | 110,752           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| ソフトウェア                 | 581,089           | 株 主 資 本                 | 22,477,761        |
| 電話加入権                  | 22,008            | 資 本 金                   | 520,000           |
| その他                    | 4                 | 資 本 剰 余 金               | 276,555           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,852,853</b>  | 利 益 剰 余 金               | 22,473,675        |
| 投資有価証券                 | 1,241,524         | 自 己 株 式                 | △792,470          |
| 繰延税金資産                 | 628,236           | その他の包括利益累計額             | 552,639           |
| その他                    | 1,039,762         | その他有価証券評価差額金            | 442,797           |
| 貸倒引当金                  | △56,669           | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | △16,593           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>28,178,821</b> | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 126,435           |
|                        |                   | 非 支 配 株 主 持 分           | 52,053            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>23,082,454</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>28,178,821</b> |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

# 連結損益計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 19,231,835 |
| 売上原価            | 11,705,743 |
| 売上総利益           | 7,526,091  |
| 販売費及び一般管理費      | 5,591,389  |
| 営業利益            | 1,934,701  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 9,200      |
| 受取配当金           | 26,297     |
| 為替差益            | 20,914     |
| その他             | 22,851     |
| 合計              | 79,263     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 18         |
| 保険解約損           | 1,042      |
| その他             | 65         |
| 合計              | 1,126      |
| 経常利益            | 2,012,838  |
| 特別利益            |            |
| 受取和解金           | 468,061    |
| 段階取得に係る差益       | 73,309     |
| 合計              | 541,370    |
| 特別損失            |            |
| 固定資産除売却損        | 2,548      |
| 投資有価証券売却損       | 1,068      |
| 合計              | 3,616      |
| 税金等調整前当期純利益     | 2,550,592  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 729,497    |
| 法人税等調整額         | 92,847     |
| 当期純利益           | 1,728,247  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 1,457      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,726,789  |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |            |          |             |
|---------------------------|---------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年1月1日残高               | 520,000 | 300,120   | 21,061,671 | △806,724 | 21,075,066  |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |         |           | △58,132    |          | △58,132     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 520,000 | 300,120   | 21,003,539 | △806,724 | 21,016,934  |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |            |          |             |
| 剰余金の配当                    |         |           | △669,451   |          | △669,451    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 1,726,789  |          | 1,726,789   |
| 株式給付信託による自己株式の処分          |         |           |            | 14,254   | 14,254      |
| 連結範囲の変動                   |         |           | 412,798    |          | 412,798     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | △23,564   |            |          | △23,564     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |            |          | —           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | △23,564   | 1,470,136  | 14,254   | 1,460,826   |
| 2022年12月31日残高             | 520,000 | 276,555   | 22,473,675 | △792,470 | 22,477,761  |

|                           | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |            |
| 2022年1月1日残高               | 442,578          | △38,757      | △23,877          | 379,943           | 50,595  | 21,505,605 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                  |              |                  |                   |         | △58,132    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 442,578          | △38,757      | △23,877          | 379,943           | 50,595  | 21,447,473 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |                  |                   |         |            |
| 剰余金の配当                    |                  |              |                  |                   |         | △669,451   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |              |                  |                   |         | 1,726,789  |
| 株式給付信託による自己株式の処分          |                  |              |                  |                   |         | 14,254     |
| 連結範囲の変動                   |                  |              |                  |                   |         | 412,798    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |                  |              |                  |                   |         | △23,564    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 218              | 22,164       | 150,313          | 172,696           | 1,457   | 174,154    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 218              | 22,164       | 150,313          | 172,696           | 1,457   | 1,634,980  |
| 2022年12月31日残高             | 442,797          | △16,593      | 126,435          | 552,639           | 52,053  | 23,082,454 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 13社
- ・ 連結子会社の名称 (国内) 株式会社NJS・E&M  
株式会社NJSデザインセンター  
オリオンプラントサービス株式会社  
日本X線検査株式会社  
株式会社クリンパートナーズ須崎  
株式会社北王インフラサイエンス  
株式会社FIND i  
株式会社水道アセットサービス  
富洋設計株式会社  
(海外) NJS USA Inc.  
NJS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.  
CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.  
NJS ENGINEERS INDIA PVT. LTD.

- (注) 1. 株式会社NJSデザインセンター及びNJS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.は現在清算中です。
2. 前連結会計年度において非連結子会社であった株式会社水道アセットサービスは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。
3. 富洋設計株式会社は当連結会計年度において株式取得により完全子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社となりました。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 NICCI TECHNOLOGY, INC.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

- (注) NICCI TECHNOLOGY, INC.は現在清算中です。



(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称

NICCI TECHNOLOGY, INC.

コンフロンティア株式会社

・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(注) 1. NICCI TECHNOLOGY, INC.は現在清算中です。

2. コンフロンティア株式会社は当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度より関連会社となりました。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.及び株式会社クリンパートナーズ須崎の決算日は3月31日であり、連結決算日で本決算に準じた仮決算を実施した上で連結しています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

#### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4年～50年

機械装置 7年～8年

車両運搬具 3年～6年

工具、器具及び備品 2年～23年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

#### ・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### ・ 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（5年以内）に基づく定額法

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

## ニ. 長期前払費用

### 定額法

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による当連結会計年度の負担額を計上しています。

### ハ. 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務に係る損失について、損失発生見込額を計上しています。

### ニ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

### ホ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しています。

#### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、上下水道事業等のコンサルティング業務を行っています。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

##### ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全額一括処理しています。また、退職給付水準の改定に伴う過去勤務費用については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間(12.5年)で定額法により処理しています。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

##### ニ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しています。

ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来は業務完成基準を適用していましたが、当連結会計年度の期首より、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は795百万円、売上原価は795百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は58百万円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び完成業務未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「完成業務未収入金」、「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「未成業務受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記していましたが投資その他の資産の「長期預金」(前連結会計年度127,237千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。また、前連結会計年度において、区分掲記していましたが固定負債の「長期未払金」(前連結会計年度39,809千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しています。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 628,236千円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得見込額及び実行可能なタックス・プランニングに基づき、回収が見込まれると判断した将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上しています。

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類について重要な影響を与える可能性があります。

(のれん等の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 110,752千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

支配獲得後に発生すると見込まれる超過収益力を前提としたのれんを株式取得時に計上しています。当連結会計年度においては、富洋設計株式会社の株式を取得したことにより、のれんを118,663千円計上しています。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や事業計画を基礎としています。

将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌連結会計年度以降においてのれんの減損損失を認識し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、徐々に回復が見込まれると仮定して会計上の見積りを実施しています。

なお、当社グループの業績への影響につきましては、会計上の見積りに重大な影響を与えるものではないと判断しています。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりです。

投資有価証券 500千円

長期預金 153,765千円

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものです。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,189,431千円

(3) 偶発債務

(訴訟関係)

当社及び当社の連結子会社であるNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C. (清算会社) 他1者は、オマーン国においてNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.が清算手続きを開始したことに起因して、取引先より清算手続きの取下げ又は清算会社による契約業務の履行、もしくは損害賠償(3,807千オマーンリアル 約1,313,000千円)の支払いを求める訴えを2017年12月より提起されています。

当社としましては、会社清算手続きは当該取引先との契約条項に則った正当な手続きであると考えており、引き続き法廷の場で適切に対応していく方針です。

なお、上記に対し2018年5月に仲裁の申立てを行っており、当連結会計年度においてこの仲裁案件についての和解金を受領しています。詳細は「連結損益計算書に関する注記」に記載しています。

(注) ()内の金額については、2022年12月31日時点における為替レートで換算しています。

7. 連結損益計算書に関する注記

(受取和解金)

当社の連結子会社であるNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C. (清算会社)が、オマーン国における取引先との係争に関して2018年5月に仲裁の申立てを行いました。この結果、当社に有利な裁定が下され、2022年6月に受領した仲裁裁定金です。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 10,048,000株      | —                | —                | 10,048,000株      |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>の株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 515,209株         | —株               | 8,300株           | 506,909株         |

(注) 当連結会計年度減少株式数の8,300株は、株式給付信託 (BBT) による当社株式の給付及び売却による減少です。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|----------|-----------------|----------------|
| 2022年3月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 334,725千円 | 35円      | 2021年<br>12月31日 | 2022年<br>3月28日 |
| 2022年8月12日<br>取締役会   | 普通株式  | 334,725千円 | 35円      | 2022年<br>6月30日  | 2022年<br>9月13日 |

(注) 1. 2022年3月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金1,078千円が含まれています。

2. 2022年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金787千円が含まれています。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
上記の事項については、次のとおり付議する予定です。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|-------|--------------|-----------------|----------------|
| 2023年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 382,543千円 | 利益剰余金 | 40円          | 2022年<br>12月31日 | 2023年<br>3月29日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金900千円が含まれていま

す。



## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しています。また、資金調達は、主に自己資金で賄っていますが、一部の連結子会社では、運転資金を銀行借入により調達しています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、回収状況を定期的にモニタリングし管理をしています。また、回収遅延債権については、毎月、取締役会に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としています。

投資有価証券は株式及び社債であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価を把握し、その内容が取締役に報告されています。

営業債務である業務未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日です。

1年以内返済予定の長期借入金は、運転資金に必要な資金調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、随時市場金利を監視しています。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

|         | 連結貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|---------|---------------------|------------|-------------|
| 投資有価証券  |                     |            |             |
| その他有価証券 | 1,226,356           | 1,226,356  | —           |

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「完成業務未収入金」、「業務未払金」、「1年以内返済予定の長期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区 分         | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------------|-----------------|
| 非 上 場 株 式   | 10,167          |
| 関 係 会 社 株 式 | 5,000           |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分     | 時価 (千円) |         |      |           |
|--------|---------|---------|------|-----------|
|        | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券 |         |         |      |           |
| 其他有価証券 |         |         |      |           |
| 株式     | 920,685 | —       | —    | 920,685   |
| 社債     | —       | 305,671 | —    | 305,671   |
| 資産計    | 920,685 | 305,671 | —    | 1,226,356 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。社債は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県名古屋市中において賃貸用の共同住宅（土地を含む）及び東京都新宿区において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は103,434千円（賃貸収益は売上高、賃貸費用は売上原価に計上）です。

なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

| 連結貸借対照表計上額          |                    |                    | 当連結会計年度末の時価<br>(千円) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 当連結会計年度期首残高<br>(千円) | 当連結会計年度増減額<br>(千円) | 当連結会計年度末残高<br>(千円) |                     |
| 1,855,185           | △38,916            | 1,816,268          | 2,560,000           |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額です。  
 2. 当連結会計年度増減額の減少は減価償却費です。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産簡易鑑定書」に基づく金額です。

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 報告セグメント      |              |            | その他<br>(千円)<br>(注) | 合計<br>(千円) |
|---------------|--------------|--------------|------------|--------------------|------------|
|               | 国内業務<br>(千円) | 海外業務<br>(千円) | 小計<br>(千円) |                    |            |
| 上水道           | 4,644,475    | 1,310,146    | 5,954,621  | —                  | 5,954,621  |
| 下水道           | 11,565,480   | 238,448      | 11,803,928 | —                  | 11,803,928 |
| 環境その他         | 507,834      | 735,373      | 1,243,208  | —                  | 1,243,208  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 16,717,790   | 2,283,967    | 19,001,758 | —                  | 19,001,758 |
| その他の収益        | —            | —            | —          | 230,076            | 230,076    |
| 外部顧客への売上高     | 16,717,790   | 2,283,967    | 19,001,758 | 230,076            | 19,231,835 |

(注) 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を行っています。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

|                      | 当連結会計年度 (千円) |
|----------------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 3,316,142    |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 1,500,326    |
| 契約資産 (期首残高)          | 3,394,270    |
| 契約資産 (期末残高)          | 3,904,028    |
| 契約負債 (期首残高)          | 204,593      |
| 契約負債 (期末残高)          | 252,984      |

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものです。なお、受領する対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えています。

契約負債は、顧客からの前受金であり、履行義務の充足に応じて収益を認識するにつれて取り崩しています。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、137,795千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第19項に従って認識している契約については、注記の対象に含めていません。

|      | 当連結会計年度 (千円) |
|------|--------------|
| 1年以内 | 5,732,600    |
| 1年超  | 914,719      |
| 合計   | 6,647,320    |

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,413円81銭

(2) 1株当たり当期純利益 181円03銭

(注) 株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

## 13. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 富洋設計株式会社

事業の内容 上下水道及び農業土木の設計・コンサルティング

② 企業結合を行った主な理由

本件株式取得につきましては、上下水道・農水関連で高い技術力を誇る富洋設計株式会社を当社グループに加えることで、今後の脱炭素社会・DX化への競争力強化を図り、両社が長年培ってきた技術力とのシナジーにより、さらなる事業領域の拡大を目指すものです。

③ 企業結合日

2022年6月30日(株式取得日)

2022年8月31日(みなし取得日)

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 13.3%

追加取得した議決権比率 41.8%

---

取得後の議決権比率 55.1%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年9月1日から2022年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた普通株式の企業結合日における時価 79,309千円

追加取得に伴い支出した現金 248,503千円

---

取得原価 327,812千円

- (4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額  
段階取得に係る差益 73,309千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん  
118,663千円
  - ② 発生原因  
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生しています。
  - ③ 償却方法及び償却期間  
5年間にわたる均等償却

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 富洋設計株式会社

事業の内容 上下水道及び農業土木の設計・コンサルティング

② 企業結合日

2022年8月31日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他の取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は44.9%であり、当該取引により富洋設計株式会社を当社の完全子会社としました。当該追加取得は、同社の株式保有比率を引き上げることでグループ経営の一層の強化を図り、経営環境の変化等に迅速かつ機能的に対応するために行ったものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しています。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 193,920千円 |
| 取得原価  |    | 193,920千円 |

- (4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- ① 資本剰余金の主な変動要因  
子会社株式の追加取得
  - ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額  
23,564千円

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社N J S  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 安 達 博 之 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 三 宅 清 文 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 吉 野 直 志 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N J Sの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N J S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査役会監査報告書

2023年2月20日

株式会社N J S 監査役会

常勤監査役 寺 山 寛 ㊟  
社外監査役 鈴 木 宏 一 ㊟  
社外監査役 渡 邊 貴 信 ㊟

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部            |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科目              | 金額                | 科目              | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>19,231,570</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,983,574</b>  |
| 現金及び預金          | 12,693,782        | 業務未払債           | 1,424,392         |
| 完成業務未収入金        | 982,763           | ー ス払債           | 776               |
| 契約資産            | 3,941,341         | 未払              | 730,786           |
| 未成業務支出金         | 1,218,707         | 未払              | 131,647           |
| 前渡金             | 3,961             | 未払法人税等          | 329,894           |
| 前払費用            | 88,447            | 未払消費税           | 146,329           |
| 関係会社短期貸付金       | 16,819            | 契約負             | 146,136           |
| その他             | 285,746           | 預り              | 273,073           |
| <b>固定資産</b>     | <b>7,301,374</b>  | 受取              | 10,123            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,909,219</b>  | 与引当             | 720,713           |
| 建物              | 1,396,843         | 注損失引当           | 49,800            |
| 構築物             | 13,433            | その他             | 19,902            |
| 機械装置            | 2,744             | <b>固定負債</b>     | <b>872,235</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 109,129           | 長期未払債           | 13,149            |
| 土地              | 1,387,068         | 退職給付引当          | 662,402           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>567,702</b>    | 役員株式給付引当        | 39,503            |
| ソフトウェア          | 550,700           | 資産除去債           | 89,348            |
| 電話加入権           | 16,998            | 長期預り保証          | 67,830            |
| その他             | 4                 | <b>負債合計</b>     | <b>4,855,810</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,824,452</b>  | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 投資有価証券          | 573,909           | 株主資本            | 21,235,202        |
| 関係会社株式          | 2,001,285         | 資本剰余金           | 520,000           |
| 関係会社長期貸付金       | 183,742           | 資本剰余金           | 300,120           |
| 長期前払費用          | 30,347            | 資本準備金           | 300,120           |
| 繰延税金資産          | 630,241           | 利益剰余金           | 21,207,552        |
| 敷金及び保証金         | 436,290           | その他利益剰余金        | 38,500            |
| その他             | 65,304            | 別途積立金           | 21,169,052        |
| 貸倒引当金           | △96,669           | 繰越利益剰余金         | 13,170,000        |
| <b>資産合計</b>     | <b>26,532,944</b> | 自己株式            | 7,999,052         |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | △792,470          |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 441,932           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>21,677,134</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>26,532,944</b> |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

# 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 16,859,430 |
| 売 上 原 価               | 10,066,069 |
| 売 上 総 利 益             | 6,793,361  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 4,952,360  |
| 営 業 利 益               | 1,841,001  |
| 営 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 12,472     |
| 受 取 配 当 金             | 26,250     |
| 為 替 差 益               | 27,436     |
| そ の 他 利 益             | 15,557     |
| 経 常 利 益               | 1,922,717  |
| 特 別 利 益               |            |
| 受 取 和 解 金             | 326,259    |
| 特 別 損 失               |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 2,351      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 2,246,625  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 673,504    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 75,253     |
| 当 期 純 利 益             | 1,497,867  |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |         |           |            |               |              |          |             |
|---------------------------------|---------|---------|-----------|------------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |            |               |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金   |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                                 |         |         |           | 別途積立金      | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 2022年1月1日残高                     | 520,000 | 300,120 | 38,500    | 13,170,000 | 7,228,768     | 20,437,268   | △806,724 | 20,450,663  |
| 会計方針の変更による累積的影響額                |         |         |           |            | △58,132       | △58,132      |          | △58,132     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高               | 520,000 | 300,120 | 38,500    | 13,170,000 | 7,170,635     | 20,379,135   | △806,724 | 20,392,531  |
| 事業年度中の変動額                       |         |         |           |            |               |              |          |             |
| 剰余金の配当                          |         |         |           |            | △669,451      | △669,451     |          | △669,451    |
| 当期純利益                           |         |         |           |            | 1,497,867     | 1,497,867    |          | 1,497,867   |
| 株式給付信託による自己株式の処分                |         |         |           |            |               |              | 14,254   | 14,254      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |         |         |           |            |               |              |          | —           |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —       | —         | —          | 828,416       | 828,416      | 14,254   | 842,670     |
| 2022年12月31日残高                   | 520,000 | 300,120 | 38,500    | 13,170,000 | 7,999,052     | 21,207,552   | △792,470 | 21,235,202  |

|                                 | 評価・換算差額等         | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------|------------------|------------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 |            |
| 2022年1月1日残高                     | 441,451          | 20,892,114 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                |                  | △58,132    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高               | 441,451          | 20,833,982 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |            |
| 剰余金の配当                          |                  | △669,451   |
| 当期純利益                           |                  | 1,497,867  |
| 株式給付信託による自己株式の処分                |                  | 14,254     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） | 480              | 480        |
| 事業年度中の変動額合計                     | 480              | 843,151    |
| 2022年12月31日残高                   | 441,932          | 21,677,134 |

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4年～50年

構築物 10年～20年

機械装置 7年

工具、器具及び備品 2年～23年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ・ 市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（5年以内）に基づく定額法

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### ④ 長期前払費用

定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による当事業年度の負担額を計上しています。

#### ③ 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務に係る損失について、損失発生見込額を計上しています。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全額一括処理しています。また、退職給付水準の改定に伴う過去勤務費用については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間（12.5年）で定額法により処理しています。

#### ⑤ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、上下水道事業等のコンサルティング業務を行っています。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 連結納税制度の説明

連結納税制度を適用しています。

#### ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

### ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これにより、従来は業務完成基準を適用していましたが、当事業年度の期首より、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高は795百万円、売上原価は795百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は58百万円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成業務未収入金」は、当事業年度より「完成業務未収入金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成業務受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しています。



## (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 630,241千円 |
|--------|-----------|

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりです。

|        |       |
|--------|-------|
| 投資有価証券 | 500千円 |
|--------|-------|

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものです。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

|  |             |
|--|-------------|
|  | 1,894,188千円 |
|--|-------------|

### (3) 保証債務

①下記の関係会社と銀行との間の取引で生じる債務に対し保証債務を行っており、限度額は次のとおりです。

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD. | 159,656千円 |
|------------------------------|-----------|

(注) NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.の保証金額には、外貨建保証債務45,292千円(72,554千円)が含まれています。

②関係会社オリオンプラントサービス(株)を被保証人として、事務所の賃借人としての賃料(現行月額864千円)の支払等一切の債務について、当該事務所賃借人に対して連帯保証を行っています。

#### (4) 偶発債務

当社及び当社の連結子会社であるNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C. (清算会社) 他1者は、オマーン国においてNJS CONSULTANTS(OMAN),L.L.C.が清算手続きを開始したことに起因して、取引先より清算手続きの取下げ又は清算会社による契約業務の履行、もしくは損害賠償(3,807千オマーンリアル約1,313,000千円)の支払いを求める訴えを2017年12月より提起されています。

当社としましては、会社清算手続きは当該取引先との契約条項に則った正当な手続きであると考えており、引き続き法廷の場で適切に対応していく方針です。

なお、上記に対し2018年5月に仲裁の申立てを行っており、当事業年度においてこの仲裁案件についての和解金を受領しています。詳細は「連結損益計算書に関する注記」に記載しています。

(注) ( ) 内の金額については、2022年12月31日時点における為替レートで換算しています。

#### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 18,472千円  |
| ② 短期金銭債務 | 179,614千円 |

#### (6) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 長期金銭債務 | 10,094千円 |
|--------|----------|

(注) 取締役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務です。

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,550千円   |
| 売上原価            | 792,907千円 |
| 販売費及び一般管理費      | 113,514千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 336,240千円 |

### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株数 | 当事業年度増加株数 | 当事業年度減少株数 | 当事業年度末の株数 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式  | 515,209株  | 一株        | 8,300株    | 506,909株  |

(注) 当事業年度減少株式数の8,300株は、株式給付信託 (BBT) による当社株式の給付及び売却による減少です。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 繰延税金資産          |             |
| 賞与引当金           | 220,682千円   |
| 未成業務支出金評価損      | 254,175千円   |
| 受注損失引当金         | 9,783千円     |
| 未払社会保険料         | 34,083千円    |
| 未払事業税           | 27,916千円    |
| 退職給付引当金         | 201,960千円   |
| 貸倒引当金           | 29,600千円    |
| 投資有価証券評価損       | 34,324千円    |
| 固定資産評価損         | 106,179千円   |
| 資産除去債務          | 27,358千円    |
| 減価償却費           | 48,637千円    |
| その他             | 117,548千円   |
| 繰延税金資産小計        | 1,112,249千円 |
| 評価性引当額          | △287,767千円  |
| 繰延税金資産合計        | 824,481千円   |
| 繰延税金負債          |             |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 7,168千円     |
| その他有価証券評価差額金    | 187,071千円   |
| 繰延税金負債合計        | 194,239千円   |
| 繰延税金資産の純額       | 630,241千円   |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

### 11.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,271円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 157円03銭

(注) 株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社N J S  
取締役会 御中

### 東陽監査法人

東京事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 安 達 博 之 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 三 宅 清 文 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 吉 野 直 志 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N J Sの2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階 当社会議室



交通の  
ご案内

JR 山手線・京浜東北線／モノレール 「**浜松町駅**」 **南口** から徒歩**7分**

都営大江戸線／浅草線 「**大門駅**」 **B2** 出口から徒歩**12分**

ゆりかもめ 「**日の出駅**」 **西口** から徒歩**10分**

